

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																		
飲食料品及び油脂についての検査方法 1（略） 2引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。 (略) (削る。) (略) 3～5（略） 附属書 A (規定) 適用される飲食料品及び油脂 この検査方法に適用される飲食料品及び油脂を以下に記載する。 (略) (削る。) (略) 附属書 B (規定) 検査単位の数 表 B.1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、一容器又は一包装の内容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。 表 B.1－検査単位とする内容量<table><tr><th>飲食料品及び油脂</th><th>一容器又は一包装の内容量</th><th>検査単位とする内容量</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(削る。)</td><td>(削る。)</td><td>(削る。)</td></tr></table>	飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の内容量	検査単位とする内容量	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	飲食料品及び油脂についての検査方法 1（略） 2引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。 (略) JAS 1015 <u>ハンバーガーパティ</u> (略) 3～5（略） 附属書 A (規定) 適用される飲食料品及び油脂 この検査方法に適用される飲食料品及び油脂を以下に記載する。 (略) <u>二ハンバーガーパティ</u> (略) 附属書 B (規定) 検査単位の数 表 B.1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、一容器又は一包装の内容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。 表 B.1－検査単位とする内容量<table><tr><th>飲食料品及び油脂</th><th>一容器又は一包装の内容量</th><th>検査単位とする内容量</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>ハンバーガーパティ</u></td><td><u>5 kg を超えるもの</u></td><td><u>150 g</u></td></tr></table>	飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の内容量	検査単位とする内容量	(略)	(略)	(略)	<u>ハンバーガーパティ</u>	<u>5 kg を超えるもの</u>	<u>150 g</u>
飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の内容量	検査単位とする内容量																	
(略)	(略)	(略)																	
(削る。)	(削る。)	(削る。)																	
飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の内容量	検査単位とする内容量																	
(略)	(略)	(略)																	
<u>ハンバーガーパティ</u>	<u>5 kg を超えるもの</u>	<u>150 g</u>																	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----